

# 就学援助制度のお知らせ

京都市では、経済的な理由によりお困りの保護者に対し、学用品費、給食費等を援助する「就学援助制度」を設けています。新たに就学援助を希望される場合は、学校までご連絡いただき、申込書等を提出してください。5月15日(金)までに申込書等を提出いただき、認定された場合は本年4月からの認定になります。なお、申込みは随時受け付けていますが、5月15日以降の場合は、申込月の1日から認定になります(裏面の表参照)。また、新型コロナウイルス感染症の影響やその他やむを得ない事情により提出が遅れる場合は、事前に学校までご相談ください。

- 認定には所得基準があり、審査は世帯人数等に応じて行います。

世帯人数	所得基準額						単位(円)
	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人以上 1人増すごとに	
所得基準額	1,820,200	2,331,200	2,792,700	3,219,200	3,573,600		354,400 加算

※妊産婦、老齢者(70歳以上)、母子・父子世帯や障害のある方、長期療養中の方、18歳未満の子が3人以上いる世帯(3人目以降1人増すごとに)の場合は、所得基準額に23万円が加算されます。

## 新型コロナウイルス感染症の影響やその他の事情による 家計急変でお困りのご家庭へ

上記所得基準額を超えた場合でも、失業、給与の激減等経済的にお困りの場合は、家計急変がわかるものを提出することにより就学援助の認定ができる場合がありますので、学校までご相談ください。

### 【給与が激減した場合】

家庭事情の聞き取りや世帯の収入のある方全員について、審査の基準年(平成30年又は令和元年)及び令和2年申請月までの給与明細の写し等を提出してください。所得基準超過額と収入減少額を比較し、収入の減少額が上回ったことを確認できた翌月から認定を行います。

### 【失業、廃業の場合】

失業及び廃業を確認できるもの(雇用保険受給者証や税務署に提出した廃業届の写し等)を提出し、確認できた場合はその方の所得金額を0円とみなし、世帯の合計所得を算出し審査を行います。

### 以下の方は、申込み不要です。

ただし、申請した世帯状況から変更がある場合は、学校にご連絡ください。

○小学1年生の保護者の方で入学前に就学援助の申込みをされた方は、再度の申込みは不要です。

○中学1年生の保護者の方で京都市立小学校卒業時に就学援助を受けていた方は、認定が中学校に6月末まで引き継がれます。別途、継続の案内を配布します。

○現在、京都市立小・中学校で就学援助を受けている保護者の方は、6月末まで認定されています。別途、継続の案内を配布します。

●申込みは随时受け付けていますが、申込日により審査する所得の基準年が異なり、認定期間は次のとおりです。

申込日	審査基準となる世帯の年間所得	認定期間
5月15日まで	平成30年所得 (平成30年1月~12月分)	令和2年4月1日~同年6月30日
5月16日から6月30日		申込月の1日~同年6月30日
7月以降~令和3年3月31日	令和元年所得 (平成31年1月~令和元年12月分)	申込月の1日~令和3年6月30日

※ 6月末までの申請分は、「平成30年所得」で令和2年6月30日までの認定について審査し、

7月以降の認定については令和2年6月に改めて「令和元年所得」で審査します。

(申込書を再度提出いただく必要はありません。)

※ 転入生は、転入日から1ヶ月以内の申込みであれば、転入日からの認定となります。

### ●就学援助の内容 (支給時期はあくまで目安です。申込まれた時期により対象とならない場合や支給が遅れる場合があります。)

支給内容	支給金額（小学校）	支給金額（中学校）	支給時期
①学用品費・通学用品費・ 校外活動費（遠足等の交通費 と見学期）【注1】	(前期) 1年 6,670円 2~6年 7,805円	1年 12,530円 2,3年 13,665円	7月頃から随時
	(後期) 同上	同上	12月頃から随時
②校外活動費 (花背山の家・みさきの家等宿泊を伴うもの)	実費（一部対象外経費あり）		8月頃から随時
③体育実技用具費 (スキー・スケート・剣道・柔道)	授業用で全員が購入することになっている用具の実費 (ただし小・中で種類や金額に制限あり)		12月頃から随時
④新入学学用品費 (入学前及び4月認定の新1年生のみ)	51,060円	60,000円	(入学前)3月上旬~中旬 (入学後)5月頃から随時
⑤学校給食費	京都市から直接学校及び給食業者に支払いますので、保護者負担はありません。		
⑥通学費 ※距離要件があります	実費（限度額あり）		年3回
⑦修学旅行費 【注2】	21,670円以内	57,300円以内	8月頃から随時
⑧医療援助費	対象疾病は、学校保健安全法に定める慢性副鼻腔炎・中耳炎、 結膜炎等です。受診時に学校から交付される「医療券（病気治療 のおすすめ券）」を持参して、医療機関に提出してください。 保護者負担はありません。詳細は、新規お知らせを参照ください。		
⑨日本スポーツ振興センター災害共済掛金	免除（京都市が直接日本スポーツ振興センターに支払います）		
⑩学校生活管理指導表（食物アレルギー用）等作成費 【注3】	小学校のみ実費（上限3,300円）		9月頃から随時
⑪卒業アルバム費	実費（上限11,000円）	実費（上限8,800円）	3月頃から随時

【注1】生活保護（教育扶助）を受給中の方は①のうち、校外活動費（小1,710円、中2,330円 12月頃から  
随時交付）及び⑦～⑨が対象です。それ以外については保健福祉センターから支給されます。

【注2】中学校の修学旅行で航空機を利用した場合 60,300円以内となります。

【注3】支給の際に医療機関から発行される領収書が必要ですので、大切に保管しておいてください。  
検診料、診断料は対象とません。

※ 学校長の判断により、学校預り金に未納がある場合等は就学援助費の振込先を学校口座へ変更する場合があります。